
○山梨学院大学学習・教育開発センター会議規程

(平成27年4月1日制定)

(センター会議の役割)

第1条 この規程は、山梨学院大学学習・教育開発センター規程第9条に定める山梨学院大学学習・教育開発センター会議（以下「センター会議」という。）について定める。

2 センター会議は、次の各号に掲げる事項を審議し、必要に応じて山梨学院大学学習・教育開発センター（以下「LEDセンター」という。）の業務を分担する。

- (1) 事業計画及び運営に関する事項
- (2) その他LEDセンター長が付議する事項

(センター会議の構成)

第2条 センター会議は、次の構成員によって構成する。

- (1) LEDセンター長、副センター長、センター教育研究員
- (2) LEDセンターの業務に関わる学内の委員会から委嘱された者若干名
- (3) 大学各学部から委嘱された者若干名

2 センター会議の議長は、LEDセンター長が務める。

3 センター会議には、議長代理を置くことができる。

(任期)

第3条 前条の構成員の任期は、1年とする。但し、再任を妨げない。

2 補欠によってセンター会議構成員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

(センター会議の議長)

第4条 LEDセンター長は、センター会議を招集して、その会議の議長となる。

2 議長に事故あるときは、議長代理が議長の職務を代行する。

(センター会議の成立)

第5条 センター会議は、構成員の過半数の出席がなければ開催できない。

(議事の成否)

第6条 センター会議の議事は、出席者の過半数の賛成によって決し、賛否同数のときは議長の決するところによる。

(センター会議の事務等)

第7条 センター会議に関わる事務・役務は、LEDセンター行政職員が行う。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、センター会議の過半数の同意を必要とする。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。